船員労働災害に対する

船舶所有者の責任に関する一考察が

南

健

悟

第一章 問題の所在

(一) 船員労働災害とその防止・補償

(二) 船舶所有者の損害賠償責任

三)問題提起

第二章 従来の裁判例

(一) 船員労働災害の類型

(二) 船内作業中における事故の事例

船舶衝突事故による労働災害の事例

四)海中転落事故の事例

船員労働災害に対する船舶所有者の責任に関する一考察

(南

二〇五 (五七三)

第三章 船舶所有者の具体的義務の内容

- 一)船員労働安全衛生規則等との関係
- 一)船長の職務権限・義務と船員労働災害の防止
- 三)船員に対する堪航能力担保義務
- 四)船舶衝突と船員労働災害

第四章 結びに代えて

第一章 問題の所在

(一) 船員労働災害とその防止・補償

り、 下」による死傷が報告されている。そして、船員労働災害が一旦大洋航海中等で生じると、(4) すいと言われている。実際、船員の職務上の労働災害発生率を陸上の全産業と比較してみると、 故が多く、 統計では、 の統計調査によれば、 重傷化しやすいことも容易に想像し得る。船員保護法制との関係でも、 般的に、船内労働は、気象や海象等の自然的影響により船体が大きく揺れるため、就業中の労働災害が発生しや また、 船員労働災害の発生状況につき、作業別では、「整備・管理作業」や漁船における「漁ろう作業」中の事 態様別では、「転倒」、「はさまれ」、「転落・墜落」、「動作の反動無理な動作」、「激突」、「飛来・落 休業四日以上の災害発生率及び死亡災害発生率(職務上死亡)ともに、高率を示している。同③ 海上労働には、①限られた空間と乗組員 即時の救護等が困難であ 最新の船員労働災害

で動揺する船上での労働が強いられること(労働環境の過酷性)、②長期にわたる乗船、 海上危険と背中合わせである特殊な労働環境であり、 と生活の場が同一 (自己完結性)、 船員労働それ自体、 (職住一致) であるという性質を有していることが挙げられてきた。 ④乗組員全員が常に海上危険と隣り合わせであること(共同危険体 労働災害が生じやすいということがいえる。 長期に陸上の生活から隔離された中で、 ③外部からの支援や救援の困 運命共同体)、 つまり、 多様な作業に従事する 船員の労働環境は そして、 ⑤職場

担当者等の関係者間 準に関する規定、 安全衛生の管理に関するものとして、 全衛生の管理に関する規定、 に当たるものである。 条一項に基づく国土交通省令 遵守しなければならない。」 る危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。」(八一条一項) と定め る危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業によ について、 船員に対しても「船員は、 「船舶所有者は、 船員労働災害を防止する観点から、 ⑤年少船員・女子船員の就業制限に関する規定がある。 の調整を行わせることを義務付けている(一条の二)。 船員労働安全衛生規則の内容は多岐にわたるが、 (同三項)と規定する。そして、 作業用具の整備、 ②安全基準・衛生基準に関する規定、 (船員労働安全衛生規則)が定められている。 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事 例えば、 船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、 船舶所有者は、 法も安全衛生に関する規定を設けている。 より詳細な船内における安全衛生に関しては、 船長に安全衛生に関する統括管理を担わせ、 ③個別作業基準に関する規定、 直接的に安全衛生に関するものとして、 これは、陸上労働における労働安全衛生法 また、常時五人以上の船員が 船員労働安全衛生規則においては、 船員法では、 ④特殊危害防止基 いる船舶 船内作業によ 安全及び衛 また安全 同法八一 第一に、 ① 安 項を 0)

三)。他方で、 準として、貨物消毒燻煙作業 九条)を選任しなければならない。そして、 舶所有者は、 接作業等 ている。 ガスの取扱い ある刃物等の整頓 ならず (一八条)、船外との通行を安全にするための措置 (一九条)、落下、 業環境を常に良好な状態におくよう努めるものとされ(一七条)、機械等との接触等からの防護装置等を設けなければ 行為が禁止されている(一六条)。第二に、安全基準・衛生基準として、 の措置を講じることも義務付けられている 確保 船舶所有者に対して、 ばならず 船倉内作業 (六六条)、 <u>E</u>. (四八条)、 安全衛生に関する一定の事項を調査審議させ、意見を述べさせるために船内安全衛生委員会を設置しな 衛生基準についても、船内衛生の保持(二九条)や医師の診断等(三一条)に関する規定等が設けられ (三二条の二)等について定めを置いている。 (一条の三)、 危険物付近作業 二七条)、そして、海中転落の防止のために、 個別作業基準として、 (二○条)、密閉区画からの脱出装置等の設置 (二一条)、 危険物等の検知作業 また安全担当者 船内作業の設備、 機械類修理作業(六七条) (七一条)などが定められている。 (五三条)、 主なものとして、 (四九条)、有害気体発生場所での作業 重量物移動作業 (一二条)。 (二条~五条)、 機械、 船舶所有者は、安全衛生に関する事項について、 危惧、 などに関する規定が設けられている。^(®) 他方で、 消火作業指揮者 火薬類を取り扱う作業 用具等を整備し、 他にも、 (五四条)、 船員についても、 保護柵を設けることなどが規定されている 第五に、 照明の施設 (二五条)、 揚投びよう作業等 以下のようなことが求められている。 転倒、 燃焼性廃棄物の処理(三三条) (六条の二~六条の四)、 年少船員・女子船員の就業制限として、 かつ整頓するとともに、 (五○条)、 接触等により危害を及ぼすおそれの 安全衛生に関する事項につき一 (四六条)、 (五六条)、 高所作業 床面等や足場等の安全性 第四に、 塗装作業等 船員の意見を聴くため 衛生担当者 漁ろう作業 (五一条)、げん外 特殊危害防止基 船内における作 (四七条)、 や液化石油 (二七条の (七条~ 五七 溶

動の促進に関する法律」も制定されている。 定めることにより、 員八五条~八八条、 ならない。 作業環境及び居住環境の実現並びに船員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を確保するように努めなけ る法令の規定を守るだけでなく、船員災害の防止のための自主的な活動を推進することにより、 八歳未満の船員や妊産婦及び妊産婦以外の女子船員に危険性等のある一定の作業に従事させることを禁止する また、 船舶所有者は、 船員労働安全衛生規則七四条~七六条)。このように、安全衛生の管理や個別具体的な基準や措置等を 船員労働災害の防止を企図している。 国が実施する船員災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。」 同法は、 船舶所有者は、 他にも、 船員労働災害を防止するために 「単に船員法その他船員の安全及び衛生に関 船内における快適な 「船員災害防止活 れば

(三条) と定め、

労働安全衛生法三条に相当する規定を置いている。

舶所有者の費用で、 ければならず、 を支払う必要があり、 二項)。また、 (9) 内において、 入契約存続中であれば、 のだろうか。まず、 それでは、不幸にも、 (船 員九一条一 船舶所有者の費用で療養を施し、 船舶所有者は、 加えて、 項、二項)。 船員が職務上負傷したり、疾病にかかったりした場合には、その負傷や疾病が治癒するまで、 療養を施し、 さらに治癒しなければ四か月以降も標準報酬月額の六○%に相当する額の傷病手当を支払わな 私傷病であっても、 治癒後も遅滞なく、 船員労働災害が生じた場合、被災労働者である船員はどのような補償を受けることができる 加えて、 四か月の範囲内において、 または療養に必要な費用を負担しなければならない 船舶所有者は、 標準報酬月額の六○%に相当する額の予後手当を支払わなければならな 船員の故意または重過失によらない限り、 または療養に必要な費用を負担しなければならないとされている 傷病治癒後に身体に障害が存するときは、 職務上負傷または疾病が治癒するまで、 船 (船員八九条一項)。 舶所有者は、 障害の程度に応じて 毎月一回傷病手当 三か月の さらに、 範 (同 船 雇 井

規定がなかったとしても、 そのため、古くは、 定は存在しているが(船員九五条)、損害賠償責任との調整に関する労基法八四条二項に相当する規定を欠いている。 労働災害に伴う船舶所有者の損害賠償責任との関係についてはどのように調整されるのだろうか。この点、 の点については陸上労働と同一に解されている 舶所有者がそれ以上損害賠償責任を負わないと解することはできず、 けではなかった。 また、労災補償給付がある以上、それを超えて損害賠償責任を船舶所有者は負わないのではないかとの疑問もないわ されることになっている の場合については、 災害補償制度の上積みとして、 九三条)と標準報酬月額の二か月分相当額の葬祭料 行方不明手当を 一重の賠償義務を負担させることは衡平を欠き妥当ではないことから、 (船員九二条)、 (船員九二条の二)、 しかし、 損害賠償責任との関係については労基法のように調整されないのではないかとの疑問もあった。 既に支払われた労災補償給付等の額は、 (労基八四条二項)。ところが、船員法においては、 職務上行方不明になったときは、三か月の範囲内において、 災害補償給付の額の限度において損害賠償義務が免除される旨判示する。⑴ 仙台高判昭和四八年八月二九日判タ三〇七号二〇四頁は、 労働協約による「上積み」 職務上死亡したときは、 (船員九四条)を支払わなければならない。 補償もある。 ⁽¹⁾ 標準報酬月額の三六か月に相当する額の遺族手当 使用者が被災労働者に対して行うべき損害賠償から控除 また船舶所有者が、 なお、 たとえ船員法に労基法八四条二項に相当する 確かに、労基法八四条一項に相当する規 これらの労働災害補償給付と後述する 労災補償給付を受けた結果、 標準報酬月額に相当する額 同一の災害事由について、 さらに、これらの労働 したがって、こ 陸上労働

船

二) 船舶所有者の損害賠償責任

者の労働災害とほとんど違いはないようにも思える。 あるとされつつも、 が考えられる。 を尽くしたか否かにかかわらず、船舶所有者が責任を負うため、民法七一五条の特則であるとするのが通説的見解で に損害が生じた場合に、使用者である船舶所有者が責任を負うとする。本条は、使用者が被用者の選任監督上の注意 た損害を賠償する責任を負う。」と定め、 する法的構成としては、 は、どのような根拠に基づき発生するのだろうか。この点、 それでは、 商法六九〇条は 従来の裁判例の中には、これらに加え、商法六九○条に基づく船舶所有者の責任が問われている事案も散見され 労働契約に基づく安全配慮義務に違反したことを根拠とする債務不履行責任 本稿が中心的に論じる、 このことは基本的に船員労働災害の場合であっても同様であると思われる。 民法七一五条一項の免責が認められる事例がほとんどないことに鑑みれば、基本的に、 「船舶所有者は、 第一に、 不法行為責任 船長その他の船員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に加え 船員労働災害が発生した場合の船舶所有者の被災労働者に対する損害賠償責任 船長等の故意・過失により第三者 (民法七〇九条)、 陸上労働者の場合、 第二に、土地工作物責任 (船員労働災害の場合であれば、 従来、 使用者の損害賠償責任を追及 (民法四一五条) (民法七一七条)、そして、 しかし、 後述するよう に基づくもの 被災船 陸上労働

下、船主責任制限法という。)に基づき、 は責任制限を享受することはできない。 法四条二号において、 船舶所有者が被災労働者に損害賠償責任を負うとした場合、 船員の船舶所有者に対する損害賠償債権が非制限債権として位置づけられており、 船舶所有者は責任制限を享受し得るのだろうか。 これは、 船員等の被用者の権利の保護のため、 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 この点につき、 社会政策上認められているも 船主責任 船 舶 所 有者 制限 议

のである。 ⁽¹⁶⁾

(三) 問題提起

者の注意義務 そこで、本稿では、船員労働災害が争われた従来の裁判例を概観した上で (第二章)、船員労働災害における船舶 船舶安全工学の分野での議論は見られる一方、労災発生時の法的責任論については検討がやや少ないように思われる。 具体的な使用者の注意義務(安全配慮義務等)の内容についての議論は、 て船員労働災害における船舶所有者がどのような場合に被災労働者に対して損害賠償責任を負うとされているのか、 超えて、 全くないわけではないが、その数は陸上労働に比してかなり少なく、さらに船員労働災害の防止について、航海学や について考察するものである。従前、陸上労働における使用者の被災労働者に対する損害賠償責任が争われる場合の 船員労働の特殊性から、 船員労働災害に着目したものは少ないように思われる。実際、船員労働災害が争われた事例に関する判例研究も 実際には船舶所有者に対して損害賠償責任を追及するケースもある。そこで、本稿は、 (安全配慮義務が争われる場合には、当該義務)の具体的内容について考察しようと思う (第三章)。^(立) 以上のような船員労働災害を防止するための制度や補償制度が用意されているが、これを 判例研究の多さも相俟って、枚挙に暇がない 従来の裁判例にお

(一) 船員労働災害の類型

陸上労働の事例よりも、 船員の労働災害により船舶所有者等に対して損害賠償責任が追及された事例は、 少ないように思われるが、(18) 従来の裁判例で争われた船員労働災害の類型としては、(a) その労働災害の数の多さに比して、

(二) 船内作業中における事故の事例

内作業中における事故、

(b) 船舶衝突、

 $\widehat{\mathbf{c}}$

船舶からの海中転落が挙げられる。

内作業での労働災害や船室内等における窒息等が挙げられる。 船員労働災害の類型の中で最も多い類型が船内作業中における事故である。 より具体的には、 後述するように、 艙

返るまで他の二つのモッコに角氷を詰める作業に当たるというものであった。この作業時においては、 等により死亡した事案である。 モッコにひっかけ、 まで巻き上げられると、 モッコが使用されていたが、この作業は、 でバラスト角氷の投棄作業をしていた際、巻き上げられた角氷の一部が落下したため、 ①東京高判昭和四九年九月二五日高民集二七巻四号三五七頁は、 そのままモッコをウインチで船外に移動して角氷を海中に投棄し、 デッキマンがハッチコーミングに一端を止められているワイヤーの他端にあるフックをその 角氷投棄作業にあたっては、 艙内の作業員によって角氷を詰められた一枚のモッコがウインチで艙口上 艙内の角氷を引き上げ船外に移動投棄するため三枚の 千代田丸の三等航海士であったAが同! 頭部を強打されて頭蓋骨骨折 艙内の作業員は空のモッコが モッコ 船 番艙内 から相

た。 ら指示をされたことはなく、 図上のホイッスルも持っていたが、 板上にいたため、 当大きな角氷が艙内にこぼれ落ちることがしばしばあり、 モッコ ーが、 その他氷が落下するおそれのなくなったことを知らせる方法も全く講じられてい 艙内に氷が落ちないような安全な場所に移動したことを確認できる位置にあり、 実際には、デッキマンが安全確認のためにこれを吹くことについて作業責任者か 作業の性質上避けられないことであった。デッキマンは甲 なかっ また合

た B 一 監督者として安全確保上に過失がある」として、民法七一五条一項に基づき使用者責任を認めた。そこで、監督者として安全確保上に過失がある」として、民法七一五条一項に基づき使用者責任を認めた。そこで、 が艙内に返るまでは艙口直下に出ないように一般的な注意を与えていたものの、 ともに控訴したところ、 員の安全を守るため、 直接本件作業の指揮、 をほぼ引用した上で〕たんにAの前記注意義務〔空モッコの返る前の安全確認の注意義務〕に期待するだけでなく、 これを怠り艙内の作業員が自らの判断で空のモッコが返る前に艙口直下に出るにまかせたものであって、 安全な時期までは作業員が艙口直下に出ないように注意すべき義務があるといわねばならない。ところが同 に監視員を置きこの者から艙内の作業員に対し安全な時期を知らせることにする等の処置をとることによって、 このような事実関係の下、 等航海士としては、 本件作業の責任者として直接その指揮、 モッコから氷が艙内に落下する危険のなくなる時期を最も確実に判断できる甲板上の 監督に当たっていたBとして万全の注意義務をつくすべきであったものといわなければならな 控訴審判決は、 氷塊の落下事態を防止することが不可能な本件のような作業の実施に際しては艙 原審 (東京地判昭和四六年七月七日労判一 次のように判示し原審判断を維持した。 監督に当たっていたBとしては、艙内各作業員に対して空のモッコ 四二号四一 頁 なお、 すなわち、 は、「本件作業の指揮監 時には艙内作業員がみずから 「〔原審判決における認定 作業の指揮 督にあ X 及 び Y 艙口 内の 航海士は その 付近 作業 たっ

下に出る安全な時期を確認させるだけなく、 航海士Bの過失を前提とした民法七一五条一項に基づくYの使用者責任が認められているが、 艙内作業員に安全な時期を知らせる処理をとらせること等によって作業員が安全な時期までは艙口下に出ないように の判断で艙口下に出ることをも黙認していた状況にあったのであるから、 等航海士の具体的な注意義務が措定された一方、 事故の発生を未然に防止すべき注意義務があったものといわなければならない」 本件作業の指揮、 いわゆる安全配慮義務に関する一般論は展開されてい 監督者たる立場から常時艙口 ……艙内作業員各自の判断に任せて艙口直 とした。 付近に監視員を置き適宜 船内作業内容に沿った 本件では、 な 等

内噴出し、 内作業による危害の防 働者に対し安んじて労働義務の履行をさせるべく労働者の生命健康等を危険から保護するよう配慮すべき一般的安全 なければならず、 配慮義務を負い に上げられ、 たまたま、 んでいた初島丸が海上を航行中、 保持を図るよう努めるべき義務がある ②東京地判昭和五二年八月二六日判時八八五号一四三頁は、 したがって、 そのため、 ガスシリンダー室内に取り付けられていたボイラー室用区画弁の手動レバー付きコントロ 同弁が開放状態になっていたため、 (最高裁昭和五〇年二月二五日第三小法廷判決・民集二九巻二号一四三頁参照)、 また船内衛生の保持のため、 当時、 止のため、 ……Y社の被用者である船員の 当直勤務でボイラー室内にいたAが窒息死した事案である。 船内における作業環境を整備する等してその環境を常に良好な状態におくよう努め 機関室に設置されていた固定式炭酸ガス消火装置のガスシリンダーが突然作 (船員法第五条、 船内の作業場所等の環境条件を衛生上良好な状態に置く等船員 シリンダー室のガスシリンダー内の炭酸ガスの全量が、 A が、 第八一条第 初島 Y 社 丸に乗船当直勤務し、 一項、 (船舶賃借人) 船員労働安全衛生規則第一条、 の機関士である被用者Aが乗り組 特に、 ボイラー室内で作業してい 本判決は、 船員 第一七条、 の使用 1 「使用者は、 ルヘッドが上 ボイラー室 者は、 0) 第二九 :動し、 健康 船 労

防止措置を怠った過失があることは明らかである(船員労働安全衛生規則第五条第二、三号参照)。」として、 息死したのであるから、 頁〔自衛隊車両整備工場事件〕を引用して、船舶賃借人である使用者に対して安全配慮義務を措定した点であり、 に出された、安全配慮義務に関するリーディングケースと言われる最判昭和五○年二月二五日民集二九巻二号一四三 入を許していたこと、 て外観検査さえ行わらず、全く関心を示さなかったこと、……本件シリンダー室〔について〕他の乗務員の自由な出 の責任を十分自覚せず、 たところ、突然、本件消火装置のシリンダー内の炭酸ガスの全量がボイラー室内に噴出し、その炭酸ガスによって窒 して使用者責任を肯定した点である。 ……そうだとすれば、 ……初島丸の甲板部安全担当者で、本件消火装置の保守整備の責任者であり、 安全配慮義務の具体的内容を船員法及び船員労働安全衛生規則を参照して、 Y社の責任が肯定された。本判決は、①判決と異なり、二つの特徴がみられる。すなわち、第一に、①判決後 ……右説明書以外サイレンについて格別の注意を受けたことがなかったこと、……以上の事実が認められる。 またBは船長その他Y社の監督者から各別の指示監督を受けず、 本件船舶の甲板部安全担当者であったBには、少なくとも、本件消火装置の点検、 英文説明書……によって本件装置の構造及び機能を理解しようとせず、 Yが、Aの使用者として、同人に対する前記安全配慮義務を著しく怠ったことは明らかであ Y社の被用者である訴外Bは、 甲板部安全担当者Bの過失を認定 前記状態のまま放置されてい ……本件装置につい Bの過失を 整備、 第

業中の船員が、 タンク内はY1社の所有であり、 ③広島高裁岡 同タンク内に充満していた窒素により窒息死した事案である。 山支判昭和六二年五月二八日判タ六六二号一七五頁は、 しかも本件のように苛性ソーダから塩化カリシュウムに積荷が変わる際、 海上航行 行中の船内において、 本件では、 「本件事故が発生した船倉 タンク内清浄(20) 船倉タン 作

回避義務が示されてい

障すべき法律上の地位にあることは自明であり、 Y1社としては、 ばならない酸素欠乏症等防止規則二五条の二は……との定めをお 法律上の義務があるというべきである。 対策を組織的に徹底し、 かじめ所有船舶やその設備の構造、 1社は、 各部の安全担当者の選任……を命じて船舶の安全、 ることは公知である。 同室内に硫化水素ガスが充満していたか、空気中の酸素欠乏のため、 旦 ④山口地裁下関支判平成一三年四月二三日判時一七六七号一二五頁は、チリ共和国タルカワノ港沖合海上を航行中 当該船舶を所有して営業を行うものは、 当該船 本件に直接適用されるわけではないが、船員労働安全衛生規則の解釈に当たっても、 社所有の漁船第五地洋丸内において、 右保障者的地位に照らし、 少なくとも、 本件で、 舶が出港してからは、 本件船舶の船長の総括管理のもと、甲板部安全担当者であるB航海士をして同規則五○条各号所定 山口地裁は その二号、 また、右遠洋漁業における海上労働は、 当該船舶の乗組員につき、その生命、 「Y1社が我が国有数の水産会社であり、 五号の措置を講じるべき義務があったというべきである。 機能、 船員労働安全衛生規則を遵守することは勿論、その企業活動の一環として、 他から隔絶した環境のもと、 ……ところで、 予想される危険等の把握にも努め、 Aがソイルタンクを修理するために、 既にその事実自体からして、 船員労働安全衛生規則もかかる見地から船長に総括管理をさせつつ、 衛生に関する業務を行わせていると考えられる。 船員労働安全衛生規則五〇条は……との定めをおい 身体の安全を害すべき事故の発生を未然に防止すべき 長期間船舶内に『居住』しつつ行われる乗務労働で、 当該船舶限りで自己完結的にこれが運航される関係 [い] ている。 硫化水素中毒又は酸素欠乏症により死亡した事 当該船舶の乗組員の生命、 多数の漁船を所有して遠洋漁業を営んでい 研修その他の教育活動等を通じて安全 ……したがって、 ソイルタンク室内に降りたところ その趣旨が尊重しなけれ しかるに、 船舶所有者である したがって、Y 身体の安全を保 B航海士は ている。 あら

船員労働安全衛生規則が具体的労働条件整備義務を念頭に置いていることや同規則五○条の不遵守を民法七○九条に 七一五条一項の使用者責任や安全配慮義務違反による債務不履行構成が争われていたが、 べきである。」としてY1社の民法七○九条に基づく不法行為責任が肯定されている。 性をも基礎づけるというべきである。……したがって、本件事故は、 と、そのうちでも同規則五○条は、人の生命の安全に直接に関わるものであって、その遵守が特に強く要請されるも その違反が直ちに不法行為における違法性を基礎づけるものではない旨主張するけれども、 措置を講じなかったのであるから、この点において、 おける船舶所有者の違法性として位置づけているという点で他の裁判例と異なっている。 ないし安全担当者としての不適格性をもたらしたものであって、これらがあいまってY1社の過失を構成するという のであることに鑑みると、 いわゆる一般的取締規定というにとどまらず、私法上の具体的労働条件整備義務をも念頭に置いていると解されるこ はそうであるとしても、 かった違法があったことは明らかである。 じるに当たり、 Aに対し、船員労働安全衛生規則五○条及び酸素欠乏症等防止規則二五条の二に照らしても危険というべき作業を命 右船員労働安全衛生規則五〇条二号、 前記のとおり、 本件においては、 同規則が海上労働に特有の労働条件を考慮して定められたと考えられ、 なお、Y1社は、 同条、 特に、その二号、五号の不遵守が同時に民法上の不法行為の違法 五号所定の換気や保護具の使用、 同一等航海士には、安全担当者としてとるべき措置をとらな 前記船員労働安全衛生規則は、 Y1社の組織としての落ち度がB航海士の 看視員の配置等必要、 本件では 従来の裁判例では、 なるほど、 いわゆる行政法規であり、 Y 1 社 般論として の過失を 適切な 民法 無知

(三) 船舶衝突事故による労働災害の事例

0) 事例ではあるものの、 衝突によって船舶が沈没し、 般的な船舶衝突に基づく船舶所有者の損害賠償責任として争われる。 船員が行方不明 ない しは死亡するような事例では、 以下に見るように、

基づいて当然に負うべきものとされる通常の注意義務」)が安全配慮義務に含まれるか否かという問題について、 点においてシー・ 損害賠償責任 員労働災害ともいえる事案である一方、 左転し始めるのとほぼ同時に、 うに判示している。 社の代表者に対しても法人格否認の法理の適用の如何も争われているが、 が行方不明となったことから、 後七時五六分頃、 進路を、 ⑤東京地判平成一三年九月二八日判タ一一四〇号二二七頁は、 ーター号の前路に進出させた過失によって発生したものと認められ、これに反する証拠はない。 0) 他の労働者の過失によって自動車事故により死亡した被災労働者との関係で、 所有者であるY1社は、 航路東口に向け西向中の四国寄りとしなかった上、竜神島灯台から一四○度一五三○メートルば の問題として扱われることを示唆する。 愛媛県今治市沖の来島海峡において、貨物船シー・エクスポーター号と衝突して沈没し、 エクスポーター号を右舷船首三○度九一○メートルばかりに見る状況のとき、 すなわち、「本件事故は、 何の信号も行わないまま、 Aらの遺族がY1社等に対して損害賠償責任を追及した事案である。本件では、 商法六九〇条に基づき本件事故により生じた損害の賠償責任を負う。」とする。 船舶衝突に伴う事案である場合には、 本件船舶の船員が、 従来、 本件船舶を右転させて、航路に沿って東向するシ 労務の指揮管理権とは関係の Y1社が所有する本件船舶が、 夜間、 南流時の来島海峡航路において、 船舶所有者の責任という点では、 「運転者において道路交通法その他の法令に 通常の船舶衝突に基づく船舶所有者 ない注意義務 同号が七〇度に向け 平成六年 したがって、 (例えば、 本件船 以下のよ 判例は、 一月八日午 かりの地 Y 1 A 5 工 本 船 ク 0 舶

六九○条に基づく責任として追及することになるかもしれない。 否定的に解していることと対比すれば、 船舶衝突のような事案で、 安全配慮義務の問題と言えない場合には、 商法

凹)海中転落事故の事例

として、以下のような三件の裁判例がある。 り死亡ないしは行方不明になるような労働災害事例は船舶では珍しいものではない。このような事例に含まれるもの 部分的には、(二) や(三)とも重複する可能性は充分あるものの、第一章でも紹介した通り、 船舶からの転落によ

は、 をY社は十分に予測しえたものである。 るものであると解される。 この義務は 突事故のため死亡した船員の遺族Xらが、 に根拠を有する場合に限定されず、その具体的内容は、 た事案である。本件において、横浜地裁は かったことなどが原因であるとして、安全配慮義務違反及び不法行為に基づく損害賠償等を船舶所有者に対して求め ⑥横浜地判平成七年五月二四日判タ九〇八号一七七頁は、冬季のベーリング海で、底引網漁業に従事中に、 乗組員の業務の遂行が安全になされるように、構造上の欠陥のない船舶を航行の用に供し、 業務の遂行に当たって生じる危険から被用者の生命及び健康等を保護すべき安全配慮義務を負うものである。 雇用契約に付随する当事者間の信義則上の義務として認められるものであり、 ……衝突により船が沈没し、 したがって、Y1社は、底引網漁業のため被用者を漁船で従事させるために 船主の船員に対する船員災害防止に関わる安全指導が十分に行われていな 「雇用契約を締結した使用者は、 その職務、 乗組員が海中に落下すると直ちに寒冷死する危険があること 地位、 当該労働環境等の具体的状況によって異な 被用者に対して、 労働安全衛生法等の法令 報酬支払の義務を負う その整備を十全にし 船 舶 衝

あり、 置表の作成を行わせてこれを掲示させ、 満の漁船であることは弁論の前趣旨により明らかであるところ、 らない。 をY1社が怠っていたことは前記認定のとおりであるから、この点、Y1社に安全配慮義務違反があることは明白で れば、 素から指導訓 生時に対処し得るよう非常時における部署配置を定め、 グ海で被用者である乗組員を操業させる当たり必要な使用者としての安全配慮を欠如していたものといわなければな を速やかに行い、 ものというべきである。 知徹底を図るとともに、 リング海という陸上から孤立した危険な労働環境である船舶内で船員を就労させるのであるから、 する者を選任して各部署に適切に配置 て船舶本体から生ずる恐れのある危険を防止し、資格、 ○○トン以上のものに適用されるにすぎなかったのであるから、 そうである以上、 乗組員が各自各様の行為をとることなく、船長の適切な指揮を受けて、 社は怠り、 さらに、 練を行い、 乗組員が救助された蓋然性は高いものというべきである。そして、非常配置措置及び非常事態訓 具体的な指示もせずに単に放置していた以上、 非常配置表の作成等を行うのは船主より船長の方が適任であるとしても、 筏の型式や救命筏の扱いが実際どのようなものであってとしても、 ……したがって、 筏の投下実技訓練を行い、また、 その所有する船舶の乗組員の生命及び健康を保護するよう配慮すべき信義則上の し、 船内操練の実施を定期的に行うよう指導することは容易なことであり、 Y1社が協和丸の配置を定め、 船舶の運行から生ずる危険を防止する義務を負うほか、 経験を有する船長など操船にあたりその任に適する技能を有 救命筏の構造や取扱方法について、 筏の取扱担当者を決めてその都度講習を行わせるなど、 前示の安全配慮義務違反の責任は免れないというべ 本件事故当時、 Y1社において協和 非常事態を想定した訓練を十分に行ってい 各自が非常部署配置について防水措置 船員法一 四条の三第 丸 Y1社は、 の船長に指導して非常配 協和丸は、 具体的資料を用 予測される事故 さらに、 一、二項の 冬季ベーリン 五〇〇トン未 義務がある 冬季ベ 意して周 義務 発 練

ような堪航能力担保義務に類似する義務を負う旨を示す。

のも、 Ę 船舶 場合には、 には海へ転落するおそれがある以上、甲板に転落防止用の柵等を設置した上、 が想定外の行動に出た場合であっても、 したものの、 求した事案である。 社に対し、雇用契約上の債務不履行又は船長ないし漁ろう長の各不法行為に係る民法七一五条一項による損害賠償請 配置し、 り組んでいたAが、 ⑦宮崎地裁延岡支判平成二〇年九月一九日 D1-Law28153969は、 所有者から安全担当者として選任されていた……B船長はもとより、 作業用救命衣は、 .様の義務を負うものと解される。 作業員には作業用救命衣を着用させるべき安全配慮義務があったのに、これを怠ったとして、Xらが、 作業に従事する者に作業用救命衣を使用させなければならず…… 作業用救命衣を薬用させるべき義務について「法令上、 本件で、 甲板上での作業中に海へ転落し、死亡した海難事故につき、Y1社においては、 そもそも漁ろう作業中の不測の事態に備えるものである……からである。このような考え方 宮崎地裁は、 民事上の損害賠償責任との関係で法的義務となると解すべきである。 そして、この法令上の義務は、 船舶所有者の転落防止用の柵等を設置すべき義務や看視員配置義務を否定 Y1社が所有する漁船にY1社の従業員として乗 船舶所有者は、甲板上で漁ろう作業を行わせる 漁ろう作業の合間 漁ろう作業を統轄する者であるC漁ろう長 甲板上で作業させる際には、 [船員労働安全衛生規則五七条二号]、 の短時間 の休憩中に乗組員 甲板上での作業 看視員を という Y 1

規定から船舶所有者の作業用救命衣を着用させる義務を措定して、同義務を船舶所有者と同様に負うB船長及び漁ろ ていたY1社は、 き安全配慮義務違反を怠った過失により、 着用させるべき安全配慮義務を怠った過失がある。……Aは、 う長の過失を認定して使用者責任を肯定した。 用するようにとの指示を全くせず、 令がされていること……からもうかがわれる。 よう是正すべきと勧告し、 本件海難事故に係る海難審判の裁決が予期しない危険から命を守る最終の手段として作業用救命衣を着用させる 民法七一五条一項に基づく、損害賠償責任を負う。」とした。本件でも、 本件海難事故に係る刑事手続において作業用救命衣を使用させなかった罪で罰 Aにこれを着用させていなかった……B船長及びC漁ろう長は、 本件海難事故で死亡したものであるから、 そうすると、 Aに漁ろう作業を行わせていたのに、 B船長及びC漁ろう長が作業用救命衣を着用させるべ B船長及びC漁ろう長を使用し 船員労働安全衛生規則の 作業用救命衣を着 作業用 金の略式命 救命衣を

さらに、 荒天等の影響で生じた船舶の転覆によって発生した海中転落事故に関連しては、 近時、 以下のような裁判

例もある

務 Y1社等に対して商法六九○条等に基づき損害賠償責任を追及した事案である。 大福丸が転覆して、 によってえい航した方がよいと考えたため、第二共福丸にえい航されたが、結果的に、 大福丸船長は僚船宝生丸にえい航を依頼したものの、 ⑧鳥取地判平成三一年三月二二日 D1-Law28272113は、ズワイガニ漁をしていた大福丸の主機が停止したことから、 (船員法第二章参照) 大福丸船長Aを含む乗組員が死亡したため、 上の過失を根拠に、商法六九○条に基づく船舶所有者の責任が以下のように認められた。 宝生丸船長が位置的に第二共福丸の方が近く、 乗組員の遺族が大福丸を所有し、 本件では、 えい航途中に荒天等により、 船員法に基づく船長の職 Aの使用者である より大きな船舶 すな

福丸に急迫した危険が生じたと認められるから、 にあって、人命の救助に必要な手段を尽くさなかったと認められる場合には、 指揮監督権その他の強力な権限が、 上の義務を定めたものであるから、 ている。この職権は、 うものと解される。 その沈没又は滅失が避けられない場合には同船にある人員を退避させる等、 段を尽くさなければ、 を尽くさなければならない。』と定め、 る業務上必要な注意を怠ったものと認めざるを得ない。 あるときは からすれば、 めに定められたもので、 ることをいうものと解される。 わち、「船員法は、一二条に して負う職務上の注意義務の内容をも構成するものと解すべきである。 (一二三条)。そして、同法一二条の『急迫した危険』とは、その文言から、 乗組員を含む人命の救助に必要な手段を尽くすべき任務を有する以上、自船に急迫した危険がある状況 船長が負う同法上の厳格な義務は、公法上の義務にとどまらず、少なくとも船長が船内にある人員に対 ……船員法第二章は、 海上航行という特殊な状態において、 自船が沈没又は滅失するおそれがあるといった船舶共同体にとって重大な事態が差し迫ってい 船舶所有者、荷主等の意思に左右されることはない。同法一二条も、 『船長は、 また、『必要な手段』とは、その文言から、 船内にある者全てに対して行使し得るものであること(同法七条、二五条、二六条) 船長が被用者として使用主に対して負う義務とは異なる。 自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助に必要な手段 船長が同規定に違反したときは、 海上航行の安全保持のため、船長に対し、 当時の状況を踏まえ、 ……A船長は、 人命、 船舶、 そうすると、 直ちに海上保安庁に通報し、 本件事故当日……主機停止時点において、 積荷の安全を図るという公益を確保するた 五年以下の懲役に処するとの定めをおく 四囲の状況からみて、当該時点で救助手 人命救助のために必要な一切の手段をい 自船の沈没又は滅失を避け、 当該人命との関係で、 船長は、 厳格な義務と強力な軽減を与え その一環で船長の公法 しかしながら、 自船に急迫した危険が 主機停止現場付 船長に求められ あるいは 船長の

もいえよう。さらに、 後えい航を開始させたものである。 ついても明示した点としても重要な意義を有するものである。 れを商法六九〇条の船長の過失として位置づけたうえで、 に基づき、Xらに対する損害賠償責任を負う」と判示する。 を尽くす義務に違反し、もって船長としての業務上の注意を欠いたものと認められるから、 あったことを認識しあるいは認識し得たから、 する宝生丸にえい航依頼を行い、 近に停留すべく錨泊等の措置をとる義務があったのに、これを怠り、これらの措置を全くとらないまま、 従来、 船員法学において議論がなされてきた、 その後合流した第二共福丸にえい航してもらうことが極めて危険性の高 ……よって、A船長は、 他の手段を選択すべきであったのに、……えい航依頼を維持し、 船舶所有者の責任を肯定した事例として特筆すべき事案と 本件乗組員との関係で、 本判決は、 船員法第二章の船長の職務権限や義務の性質に 船長の過失を船員法上の義務違反に求め、 人命の救助のために必要な手段 Y1社は、 商法六九〇条 近くを航行 い手段で その そ

第三章 船舶所有者の具体的義務の内容

)船員労働安全衛生規則等との関係

ば、 て、 かわらず、 以上のとおり、 ④判決でも、 ②判決においては、 船員労働安全衛生規則等の規定を根拠に、 従来の裁判例を一瞥すると、一般論として、 同規則五〇条が、 同規則一条、 ⑦判決では、同規則五七条が示されている。 五条、 一七条、二九条を参照しているし、 船舶所有者の具体的な義務が示されていることが 船舶所有者の安全配慮義務を措定しているか否かにか また、 さらに、 船舶所有者の義務の根拠とし ③判決では、 危険物船 わ か 船運 例え

規則等が用いられることの当否が問題とされなければならない。 送及び貯蔵規則八三条も参照されている。 そうすると、まずは、 船舶所有者の義務の根拠として、 船員労働安全衛生

者の安全配慮義務の内容になっているような判示になっている。また、(ミメ) 政的規制を多く含むことから、安全配慮義務の内容を判断する際の基準として斟酌する見解とに分かれていた。 私法上の根拠にもなり得るかのような書き方がなされている。 害賠償責任との関係で法的義務となると解すべきである」として、 舶所有者の義務について定めた船員労働安全衛生規則五七条を示しながら、 労働安全衛生法の私法上の効力について議論がなされてきた。そして、労働安全衛生法の規定における私法的効力に 陸上労働における労働安全衛生法の私法的効力の議論が妥当するのではないかと考える。 義務があるとして、 全配慮義務を肯定した上で、船員法及船員労働安全衛生規則を参照ながら、 るものではないとの主張に対して、「私法上の具体的労働条件整備義務をも念頭に置いている」との記述から、 舶所有者の義務の根拠として、船員労働安全衛生規則等が参照等されていることの当否については、 ④判決は、 その内容や目的から使用者の安全配慮義務の内容になるとする見解がある一方、同法は公法であって、 それを根拠に安全配慮義務違反を肯定している。さらに、 船舶所有者の船員労働安全衛生規則は行政規制であって、不法行為における違法性を基礎づけ 安全配慮義務を怠った過失があると判示しており、 ②判決では、一般論として労働者に対する安 「この法令上の義務は 船員の健康の保持を図るよう努めるべき ⑦判決でも、 従来、 漁ろう作業時における船 陸上労働に ·民事上 基本的には お いては 一の損 使用

約の内容とはならないとする見解は、 労働安全衛生法の性質に関する議論において、 労働安全衛生法は労基法一三条に相当する規定を欠いていること、 安全配慮義務の解釈基準として用いるべきであって、 労働契

用されていることから、 規定に加え、 全衛生に影響を及ぼし得る様々な関係者が義務主体となっていること、また、 その履行確保方法をも定める自己完結的な構造を有していること、 履行確保方法という観点に着目すると、 労働安全衛生法の規定が私法的規定であると解することができないことを指摘する。(②) 快適な職場環境の形成の促進をも目的としていること、 罰則等のほか、 規制内容として事業者以外の労働安 ソフトな行政手法が多

われる。 準として船員労働安全衛生規則を用いることはできるのであって、 決が述べるように私法上の具体的労働条件整備義務をも念頭に置いているという解釈も充分成り立ちうるようにも思 定められているわけではない。そうすると、労働安全衛生法と異なり、 そのため、 法三一条には労働条件に関する最低基準効が定められていることから、 る義務規定が雇入契約の内容になっているとの解釈もあながち不可能ではないようにも思われる。 いて船舶所有者に対して安全衛生に関する管理体制の整備等をとるべき措置を定めたものであると説明されている。 よう請求することができるかはともかく、 船員労働安全衛生規則については、 労働安全衛生法では義務主体が広く、 船員労働安全衛生規則に目を移してみると、同規則は船員法八一条及び八五条に基づく省令であり、 船員労働安全衛生規則は、その第一条で「船舶所有者のとるべき措置」等を義務付けており、その趣旨につ 本条の文言からは、 船員労働災害発生時の船舶所有者の損害賠償責任が争われるような場合には、 船舶所有者の船員に対する義務としても考えることは不可能ではないようにも思える。 義務主体は原則として船舶所有者であり、 船舶の安全衛生に係る基準や船内作業においてとられなければならない安 履行確保方法も勧告等の行政的手法が用いられることが想定されている 船員が船舶所有者に対して同規則上の措置をとる 船員労働安全衛生規則において定められてい 労基法一三条に相当する規定を有してい 同規則上、 特段の履行確保方法が その一つの解釈基 したがって、 かつ同 4 判

た理由として、船内の安全管理及び衛生管理については、 員労働安全衛生規則が定められている。 ところで、 舶職員が行っていたこと、第二に、 船舶の安全性については、 し 前述したように、 船舶安全法による船内の旅客に対する安全及び衛生について規制 かし、古くは、 第一に、 現在では船員労働との関係では船員法及び同法に基づく船 船員法体系における安全及び衛生に関する規制が少なかっ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき、 が設けら 船長以

場合には、

過失相殺の可能性はあり得るかもしれない。

と同様に安全基準として機能し得るものと考えられる。 と解することはできないが、 参照されてい 全を確保することを目的としている。 ると考えられることから、 は明白であることから、 全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ」と定め、 全配慮義務との関係で問題となる。 それを船員にも及ぼしていたことが挙げられており、そうすると、船舶安全法についても船員労働安全衛生規則(38) . る。 とはいえ、 船舶安全法が定める基準違反が認められれば、 結論において大きな差はないようにも考えられる。 船舶安全法等に定められた安全基準等は注意義務の内容として斟酌される余地は充分あ 船舶安全法等による船舶設備の安全基準等については、 実際、 また、 船舶安全法一条は ③判決では、 そのため、 船舶安全法二八条に基づく危険物船舶運送及び貯蔵規 「日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安 船舶安全法及び同法に基づく各種規則もまた、 当然に船員に対する安全配慮義務違反になる あくまで公法的規制であること 船内の人命及び財産の安 創組 も

一)船長の職務権限・義務と船員労働災害の防止

務権限や義務が乗組員 全配慮義務を措定せずとも責任を認定することができる可能性が高い。 した上で、 船員労働災害が発生した際の船舶所有者の責任について、⑧判決においては、 商法六九○条に基づいて肯定している。 (海員) に対して向けられるものであるの もし、 このような構成が可能であるならば、 かが問題となる。 この問題を検討するに当たっては、 船長の職務権限における過失を認定 船舶所有者自身の安 船長の職

危険があるときは、 ⑧判決において問題となった船長の職務権限・義務は、 人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない」というものであ 船員法一二条の「船長は、 自己の指揮する船舶に急迫した

場の安全の確保として定められているものであるという見解や、船舶共同体論を否定しつつも、(坐) を講じなければならないとするものである。 船舶共同体の安全確保の要請に基づくものであり、 しか 維持の一環としての船舶とその航行の安全の保持を船長の義務としたものと考えるのであって、 法第二章が定める船長の職務権限や義務について、 関する規定は、 法においても、 とした、 してあったものを船員法に移植したものであって、経営秩序に関する規定であり、 権限や義務に違反が認められたとしても、 定めたものであると判示する。 ような場合に、 この問題は、 交通警察法としての性格を有するものであると解している。この立場に与するのであれば、(④) 例えば、 しながら、 船長に対する権限付与と義務付けと位置付ける立場が示されている。(45) 衝突・座礁・火災など差し迫った危険がある場合には、 日本法においても船舶所有者の船員等に対する安全配慮義務の履行補助者としての船長の職務権限 船員法はあくまで海上労働者保護法たる性質を有しており、 船長の職務権限に係る規定の根拠は基本的に海上労働契約に付随する権限であると捉えられているこ 船員法の性質論と相俟って古くから議論がなされてきた。 それを理由に、 専ら船舶や海上交通の安全性を確保するという公益的なものであり、 伝統的通説によれば、 船長の乗組員等に対する注意義務違反 当然に、乗組員に対する義務違反を構成するものとはいえないことになる。 もっとも本条を含め船員法第二章が定めている船長の職務権限 海上航行の安全保持のためのものであり、 炭鉱における人命の安全確保に関する法律上の要請と同じく、 船員法第二章の職務権限や義務については、 人命・船舶・積荷のために必要なあらゆる手段 (過失)とまでいえるかが問題となる。 ⑧判決においては、 船長の職務権限や義務は、 また、 船舶所有者の安全確保義務を前提 当該職務権限や義務に違反した 船員法の母法とされるイギリス 船長の公法上の義務 前述したように、 必ずしも船長の職務 もともと商法に規定 私法上の義務ではな 社会公共の秩序の 船員を含めて 職 義

務であると捉える立場もある。 を媒介に船舶所有者が責任を負うということになろう。(④) 権限につき過失があるとか、義務違反が認められる場合には、 もし、このように捉えることができるのであれば、 直截的に船員に対する過失を構成して、商法六九〇条 船長が船員法第二章に定める職務

行使し得るものであることから、船内にいる船員等に対して負う職務上の注意義務の内容をも構成することは否定で ⑧判決も述べているように、 第一義的には公法上の義務であるとしつつも、 船内にいる船員等に対して

きないと思われる。

る。 実質的にどこまで有意義なものであるかは疑問がないわけではない。 られる。(三)において詳述するが、本条を媒介に、船舶所有者の船員に対する堪航能力担保義務を認めるとしても、 さらに、船員労働災害の防止という観点から重要視すべきであるのは、船員法八条の船長の堪航能力検査義務であ 一部の裁判例では使用者である船舶所有者が船員に対して堪航能力担保義務を認めるような判示をするものが見

判示している。 べるように、船員法上の職務権限や義務については航海技術の専門家として広い裁量が船長に与えられるものと考え 方等について内容を詰めて検討していく必要があるものと思われる。 られる。 ただ、ここで注意すべきは、船長の職務権限における過失や義務違反を認定する方法についてである。 そして、 ⑧判決では、 船員法上の船長の職務権限や義務が争われる事例は従来ほとんどなく、(紹) 依頼した船舶の荒天時におけるえい航経験のなさに鑑みて合理的な手段をとったものとはいえないと 海上保安庁への通報の容易性、 荒天時での錨泊可能性、 復原性の低下と危険海域を通過する可 今後は船長の職務権限のあり ⑧判決が述

(三)船員に対する堪航能力担保義務

来的に、 保する義務をいう。その内容としては、 保存に適する状態におく堪荷能力の三つがあるとされる(商法七三九条一項各号、国際海上物品運送法五条各号参照)。本 品の補給を適切に行う運航能力、そして、 航能力担保義務とは、 海上物品運送契約上の義務であり、 能を有する者を選任して各部署に適切に配置し、 十全にして船舶本体から生ずる恐れのある危険を防止し、資格、 舶所有者は するものもある 海商法上、 従前の裁判例の中には、 「乗組員の業務の遂行が安全になされるように、 (⑥判決)。 堪航能力担保義務は前述のとおり、 もともと海上運送人が荷送人等に対して負う、船舶が発航にあたり堪航能力を有することを担 同裁判例では一 一般論として、 船員に対する義務ではない。 船舶を航海に堪える状態におく船体能力、 船倉や冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受け入れや運送及び 般論として安全配慮義務に触れながら、その具体的な内容を示す中で、 船舶所有者の船員に対する堪航能力担保義務と思われる義務を措定 船舶の運行から生ずる危険を防止する義務を負う」と判示する。 船舶所有者を含む海上運送人が荷送人や傭船者に対して負う 構造上の欠陥のない船舶を航行の用に供し、 経験を有する船長等操船にあたりその任に適する技 船員の乗組みや船舶の艤装及び需 その整備 船 堪

ばならない。」と定める。 の不堪航を理由に損害賠償責任を追及することが認められている。 船長その他の海員との間の全ての雇用契約には、 る。」とし、 この点、 例えば、 「発航の当時及び航海中、 九九五年イギリス商船法四二条 また、 アメリカ海事判例法においては、 船舶の堪航性を確保し、 当該船舶所有者の義務として以下に掲げるものが含まれるものとす $\widehat{}$ は かつ維持するための全ての合理的な措置をとらなけれ 「イギリス連合王国船舶の所有者と当該船舶 船員はその使用者に対して、 すなわち、 船員は船舶及び設備等の欠陥を主張す 乗り組んでい に乗組 た船

にも適用される可能性があるとされる。 ロープや柵 ることにより、責任を追及することができ、 ステベドアが持ち込んだ備品やその他船舶の属具等と広く、さらには他の乗組員による暴力行為の場合 その範囲は、 船体それ自体だけではなく、 荷役機械 船舶上の道具類

を確保するための人員の配置が求められることは当然に含まれるものと思われる。したがって、(56) 設置する場所、 というのも、 体的内容の中で捉えることができるのではないかとも考えられる。 及び身体等を危険から保護するためには、 及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」と定義している。船員の場合、 とができると考えられるからである。 船舶」であり、 しかしながら、 日本法の文脈において、 実際に、船員に対する堪航能力担保義務までを認める必要があるかはやや検討が必要であると思われる。 上記⑥判決が示した堪航能力担保義務と類似する義務は、 設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、 当該船舶の「設備」や船舶の属具や備品等である「器具等」を使用する過程において、 日本法上、 少なくとも船舶所有者の船員に対する堪航能力担保義務が明示的に定められているわけ(55) 船員に対する堪航能力担保義務までを措定することまでは必要なく、 前掲最判昭和五九年四月一〇日は、 上述したような、 船舶の堪航性が欠かせないし、 従来の安全配慮義務の内容としても捉えるこ 安全配慮義務を「労働者が労務提供のため 船員が労務を提供する場所が また船内における安全性 現行法の解釈とし 安全配慮義務の具 労働 船員の生命 者の生命

当該義務違反に基づき損害賠償責任を追及する労働者側にあると解されている。(%) 任の転換をもたらすことはできるのかもしれない。 例えば、 船員に対する堪航能力担保義務を措定することの意義として、安全配慮義務違反に関する立証責 判例及び通説によれば、「ਿ」 安全配慮義務違反の立証責任は 他方で、 海上運送人の堪航 能 あくまで 1万担保

る可能性については新たな議論が必要であると思われる。 保義務を措定することにも一定の意義がある可能性も否定できない。もっとも、 船員に対する堪航能力担保義務についても同様に考えることが可能であるならば、 義務は無過失の立証責任を海上運送人の側に負わせており の一内容として堪航能力担保義務類似の義務を措定していても立証責任の転換までを認めているわけではない。 船員を陸上労働者以上に保護する観点から、 船舶所有者に無過失の立証責任を課す堪航能力担保義務を措定す (商法七三九条一項柱書、 上記⑥判決についても安全配慮義務 国際海上物品運送法五条柱書)、もし、(52) 安全配慮義務とは別に堪航能 力 担

(四) 船舶衝突と船員労働災害

の不履行により衝突が生じれば、 われる。 上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法が定める海上交通法規違反行為を基礎に過失が認定されることが多いと思 安全配慮義務について触れる必要はほとんどなく、船舶衝突事故が船長その他の船員の過失によって生じたこと、当 ると考えられる。ここにいう船長その他の船員の過失については、 該事故によって被災船員に損害が生じたということを認定することにより、 に基づき船舶所有者が被災船員に対して責任を負うことになろう(商法六九○条)。このような場合には、 ろうか。この点については、⑤判決が示すように、基本的には、当該船舶衝突事故における船長その他の船員の過失 最後に、 すなわち、 船舶衝突に伴う船舶の沈没等により船員労働災害が生じた場合、 船員は、法令や海上慣習などにより、 船員に過失が認められる。 船舶の運航に関する種々の義務を負担しており、 したがって、 通常の船舶衝突の過失と同様に、多くの場合、 船員の過失が肯定されるのであれば、 船舶所有者はどのような責任を負うのだ 船舶所有者が責任を負うということにな 基本的には 当該義務 海

所有者は被災船員に対して損害賠償責任を負うことになろう。

保護するために配慮すべき注意義務が、安全配慮義務の内容となるとする見解も有力に唱えられている。(፡፩) 時効期間に違い 規においては船長が当該船舶の最高責任者として位置づけられており、 による安全に操縦をする義務が含まれると解すべきであるとする見解が唱えられている。 ⁽⁴⁾ 隊機の同乗者に対する安全配慮義務違反が争われた事例に対する判例研究においても、 題とはいえないと解している。この点、 題となる。前述したように、判例は、 題として捉えることができるのか否かという議論それ自体の重要性は以前に比べて小さくなっているのではない とは不可能ではないと思われる。 行われ、船主船長であるような場合を除き、船舶所有者自身が行うことはほとんどない。 不法行為構成 履行補助者である船長に操船上の過失があるような場合にも、船舶所有者自身の安全配慮義務違反を認定するこ 船舶衝突事故に起因する船員労働災害の場合、 がなく (商法六九〇条、 (民法一六七条、 ただし、このように解したとしても、 民法七一五条一項等)であろうとも、 労務の指揮管理権に含まれない履行補助者の注意義務違反は安全配慮義務の 七二四条の二)、従来のように、 学説上、労働契約の内容に照らし、 それは船舶所有者の安全配慮義務の問題といえるか 操船上の過失の問題について安全配慮義務 債務不履行構成 現在、 船舶所有者の履行補助者たる地位が明白であ 業務遂行上発生し得る危険から労働 船員の人身傷害に対する責任について 安全配慮義務には履行補助者 (民法四一五条) であろうとも そして、 船舶の運航は船長を中心に 船員法等の海事法 かと の問 自衛 者を が問 問

思われる

第四章 結びに代えて

は、 の船 性については引き続き検討する必要があるものと思われる。 における過失や義務違反が問題となる可能性が示唆された。さらに、事故類型にかかわらず、一部の裁判例において 突事故と同様に、船長その他の船員の操船上の過失の有無によって船舶所有者の責任が認められる可能性が示唆され の内容になっていることを明らかにした。 船員労働安全衛生規則の不遵守が船舶所有者の船員に対する義務違反を構成するとして、当該規則の内容が注意義務 事故に起因するもの、 員労働災害防止という観点から、 体的な内容や海上労働全体における船内の安全体制全般について指摘することはほとんどできなかった。今後は、 あった。 本稿の課題は、 第三に、海中転落等との関係では、 船 長の職務権限や義務に対する違背のより具体的な内容や、船員に対して堪航能力担保義務を負うとの考えの妥当 舶所有者は船員に対して堪航能力担保義務 従来、 裁判で争われた船員労働災害の類型には、 船員労働災害が発生した場合の船舶所有者の義務の内容を、裁判例を分析して明らかにするもので そして、海中転落事故であった。そして、第一に、最も多い船内作業中の事故との関係では、 現行法のあり方等にも踏み込んだ考察をしていく必要があると考えられる 船員労働安全衛生規則の不遵守の有無に加えて、 第二に、船舶衝突事故に起因する船員労働災害については、 (類似の義務) を負うことを示すものもあった。 今後は、 概ね三つの類型、 本稿では、 筆者の能力から、 すなわち、 船内作業中の事故、 船員法上の船長の職務権限 船員労働安全衛生規則の具 通常 船員法上 の船 船舶衝突 船衝 船

† 本稿は、 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 0 22K01262の研究成果の一部である。

- 0 又は死亡すること」(二条一項)とされている。同法において、船員災害という用語が用いられているのは、 も一定の療養補償責任を船舶所有者が負っていることに鑑みて、船内で生じた死傷病全般が「労働」災害に含まれるわけでは 「船員の就業に係る船舶、 いため、用語法として変えたものとされる(平井清=加藤書久「船員災害防止協会等に関する法律解説」海上労働二○巻二 (一九六八年) 三頁参照)。もっとも、本稿では、船内で生じた私傷病についても労働災害から排除するつもりはないもの 後述する、船員災害防止活動の促進に関する法律においては「船員災害」という文言が用いられている。船員災害とは、 般的に用いられている船員「労働災害」として用語法を統一する。 船内設備、積荷等により、又は作業行動若しくは船内生活によって、船員が負傷し、疾病にかかり、 私傷病に対して
- 2 一一六号(二〇〇六年)二七七頁 漆谷伸介=川原義裕=佐野裕司=久宗周二=江原美穂「一般船舶における船員災害の特徴について」日本航海学会論文集
- 3 国土交通省海事局船員政策課「船員災害疾病発生状況報告 (船員法第11条) 令和2年度」(二〇二三年) 六頁。
- (4) 前掲註3・国土交通省海事局船員政策課七頁。
- 5 海事法研究会編 『海事法 (第11版)』〔清田耕司=小林豪=金子春生〕(海文堂、二〇二〇年)二一頁。
- 6 頁 久宗周二=福司光成=木村暢夫「船員の労働災害対策に関する研究」日本航海学会論文集一二七号(二〇一二年)一一一
- その構成は、 うちから船舶所有者が指名した者によって構成される(船員労働安全衛生規則一条の三第二項~第五項参照)。 全に関し知識または経験を有する海員のうちから船舶所有者が指名した者、船内の衛生に関し知識または経験を有する海員の 船内安全衛生委員会の設置は、ILO海上労働条約(MLC2006; Maritime Labour Convention 2006)の批准に伴うもので 船長を委員長とした上で、各部の安全担当者、消火作業指揮者、医師・衛生管理者または衛生担当者、 船内の安
- 8 小林=金子七〇頁~七一頁)。 これらは、 実際に運用する場合には、 作業心得を律し、いわば作業マニュアルとしての側面を有しており、これらの基準は、必要最小限の基準であ 船舶所有者等が、作業状態に応じて必要な措置を講じることになるという(前掲註5・

- われている(神戸大学海事科学研究科海事法規研究会編著『海事法規の解説』〔根本到〕(成山堂書店、二〇二三年)一三〇 私傷病であっても、雇入契約の存続中は通常、 乗船している点を捉えて補償が認められており、労基法にはない特徴と言
- (10) 前掲註5・清田=小林=金子七五頁。
- 九五六頁)。 そもそも労基法八四条二項は、災害補償制度の趣旨から、同一災害について使用者に二重の賠償義務を課すことは妥当ではな いという観点から定められたものである(厚生労働省労働基準局編『令和3年版労働基準法(下)』(労務行政、二〇二二年) なお、東京高判昭和四九年九月二五日高民集二七巻四号三五七頁は、労基法八四条二項は注意規定に過ぎないと述べる。
- (12) 本稿では、船員の使用者として船舶所有者という用語を用いるが、船員法上、船舶所有者だけではなく、 述している部分については特に断りがない限り、船舶賃借人及び船舶管理人を含むものとする。 舶共有における船舶管理人についても使用者たる地位を有する(船員五条参照)。したがって、本稿では、 船舶賃借人及び 船舶所有者と記
- (1)) 菅野和夫『労働法(第12版)』(弘文堂、二○二○年)六七○頁。
- が認められて使用者が免責された事案はほとんどなく、結果として、商法六九〇条と民法七一五条とに実質的な違いはないと 監督につき相当の注意を怠ったか否かを問わず、その賠償の責に任ずべきものであって、民法七一五条の規定はこの場合に適 指摘される(なお、山本哲生「船舶所有者の責任」神作裕之=藤田友敬編『商法判例百選』(有斐閣、二○一九年)二○一 がないものと解するのが相当である」と判示する。もっとも、民法七一五条の使用者責任においても、選任監督上の無過失 船員がその職務を行うにあたり故意または過失により他人に加えた損害については、船舶所有者は、当該船員の選任および 小林登『新海商法』(信山社、二〇二一年)六二頁。最判昭和四八年二月一六日民集二七巻一号一三二頁は「船長その他
- に関するものの使用者に対して有する債権及びこれらの者の生命又は身体が害されることによって生じた第三者の有する債 厳密に言えば、「船舶所有者等の被用者でその職務が船舶の業務に関するもの又は救助者の被用者でその職務が救助活動

権」である。

- 者が当該船舶所有者に対して損害賠償責任を追及する事案等のときには、当該船舶所有者は船主責任制限法三条一項一号に基 舶 づき責任制限を享受することは可能である。 の乗組員 林一一六頁。ただし、 時岡泰=谷川久=相良朋紀『逐条船主責任制限法・油濁損害賠償保障法』(商事法務、一九七九年)五四頁、 (当該船舶の船舶所有者の被用者) の過失によって、労働災害が生じた場合、ステベドアの被用者である被災労働 例えば、 港湾荷役業者(ステベドア)の被用者が、貨物をある船舶に積み付けている最中に、
- うことの理論的根拠を示すものと考えられる。 事していない時間についても、事業場である船舶に止まらざるを得ない特殊性に鑑みて、船舶所有者に一定の義務を課すとい の安全配慮義務の内容として包含され、それを具体的に示したものとも思われるが、例えば、海上労働においては、労働に従 住施設を完備する義務が船舶所有者に対して課せられていることを指摘する(同一四頁)。現在においては、それぞれ使用者 作業に従事していない時間についても、洋上における人間的生活保障という観点から、雇入契約の内容から導出される船内居 健康を害さないような注意義務を負うこと、第二に、船舶の安全は労働の場の安全に外ならないこと、第三に、具体的に船内 務を負うと考える見解が有力に唱えられていた(武城正長「海上労働における居住安全衛生医療」広島商船高等専門学校紀要 号(一九七九年)一三頁~一四頁)。そして、同論稿では、第一に、具体的に労働者に労働をさせるに当たって、労働者の 従来、船員法学説においては、海上労働の特殊性から船舶所有者は船員に対して安全衛生保障義務や船内居住施設完備義
- てくることが少ないだけで、本稿が扱う裁判例のその一部しか検討できないことを予め述べておく。したがって、本稿の考察 のみによって船員労働災害全般について何かを指摘することは困難であることは付言しておく。 統計上は船員労働災害の数は陸上における労働災害よりも多いものと推測される。 しかし、実際に公刊裁判例として現れ
- 19 たことが推測される。 いて選任監督上の注意を尽くしたことが示されていることから、商法六九○条ではなく民法七一五条に基づき責任追及され 本件では、 適用条文が明示されていないが、Xの主張において被用者の過失と業務執行性が示され、他方で、Yの主張に

- 化学反応を起こしてしまう可能性があったことから、海上航行中にタンク洗浄を行おうとしたものである。 本件におけるタンク内洗浄は、前の貨物が苛性ソーダであったため、次の貨物である炭酸カルシュウムを船積みすると、
- 肯定されている 者たる船舶所有者だけではなく苛性ソーダの運送を船舶所有者に委託した別会社の安全配慮義務違反に基づく責任も争われ なお、 本判決の判断は、 その後、 最判平成二年一一月八日判時一三七○号五二頁でも支持されている。同判決では、 使用
- 22 (信山社、二〇一七年) 一七〇頁参照 最判昭和五八年五月二七日民集三七巻四号四七七頁〔陸上自衛隊三三一会計隊事件〕参照、 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』
- 下参照。 従来の議論の詳細については、小畑史子「労働安全衛生法規の法的性質(1)」法協一一二巻二号(一九九五年)二四三頁以 これらの学説に係る概説として、土田道夫『労働契約法 (第2版)』 (有斐閣、二〇一六年) 五一四頁~五一五頁。
- (2) 本判決では、「所有船舶やその設備の構造、機能、予想される危険等の把握にも努め、研修その他の教育活動等を通じて 安全対策を組織的に徹底し、当該船舶の乗組員につき、その生命、身体の安全を害すべき事故の発生を未然に防止すべき法律 の義務」と述べる。これは、最判昭和五九年四月一〇日民集三八巻六号五五七頁と軌を一にするものであると思われる。
- (25) 前掲註23・土田五一四頁。
- <u>26</u> 小畑史子「労働安全衛生法規の法的性質(3・完)」法協一一二巻五号(一九九五年)七○頁~七二頁
- (27) 藤崎道好『船員法総論(改訂版)』(成山堂書店、一九七五年)三一九頁。
- 28 うまでもなく、 て働く船長をはじめとする船員の安全衛生に、心をいたさねばならぬことは当然である。それは、人命尊重の見地からはい =越村安英「船員労働安全衛生規則の解説」海上労働一七巻四号(一九六四年)一四頁は 船員法規研究会編『船員労働安全衛生規則の解説』(成山堂書店、一九六六年)七頁。また、塩田澄夫=富田秀明 生産性の確保という観点からも重要なことであり、労働者を雇用する使用者の義務」と述べる。 「船舶所有者は、 自らの船舶 にお
- <u>29</u> ただし、 船舶賃貸借が行われている場合には船舶賃借人が、また船舶共有が行われている場合には船舶管理人がその義務

主体になることは前述のとおりである(船員五条。前掲註2・船員法規研究会一一頁)。

- 照)、その意味では労働安全衛生法に類似するものと考えられる。 通大臣による監督命令等があることに鑑みれば、船員労務官による注意喚起や勧告も可能となっているため(船員一〇六条参 員の労働条件等の検査等(PSC; Port State Control)が、また、船員法適用船舶一般につき、一○一条以下に基づく国土交 他方で、この点については、国際航海に従事する船舶については船員法一〇二条の二以下で定める国土交通大臣による船
- 31 とも述べている。 と解しつつ、不法行為責任を認めることは可能であると述べるが、「立法過程等からして首肯できる余地があるかもしれない 小畑史子「④判決判批」賃金と社会保障一三五九号(二〇〇三年)三六頁は、結論として、直接民事上の効力を有しない
- (32) 落合誠一「①判決判批」ジュリスト五七七号(一九七四年)一四九頁。
- 33) 前掲註2·船員法規研究会六八頁、一二一頁。
- 義務違反)が認められやすいだろう。 る可能性があることを念頭に規定されているものであることから (前掲註28・船員法規研究会一八六頁)、そもそも本条にお いて定められた措置等がとられず労働災害が生じた場合には、船舶所有者またはその被用者の過失(予見可能性及び結果回避 本条は、荷揚げ後または長期密閉されたタンクや密閉された船倉等で有害気体が発生したり、酸素欠乏状態が生じたりす
- 研究会編二〇四頁)。 れていたが、規則の制定により従来の漁ろう方式を放任しておくことは許されない旨指摘されていた 船員労働安全衛生規則五七条制定時においては、漁ろう作業時に命綱や救命衣を装着することは常識に反するものと考え (前掲註28·船員法規
- 緊急時における膨張式救命筏の備置等が問題となる可能性はある。 間での死亡リスクが高まることから、因果関係が問題となる可能性は否定できない となっている)。ただし、⑥判決の冬季のベーリング海での事例のような場合には、 救命衣の装着との関係では、もし救命衣を装着していたとしても、寒冷地における海中転落の場合には、 (実際、 別途、 非常配置、 ⑦判決においては因果関係も問題 指導訓練、

- 第四項参照)。 てはライフジャケットの着用が義務化されていることも想起すべきであろう(船舶職員法及び小型船舶操縦者法二三条の三六 平成三〇年の船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正により、漁船を含む小型船舶 (総トン数二〇トン未満の船舶) におい
- (38) 前掲註28·船員法規研究会編一頁~二頁。
- <u>39</u> 健康を含めた衛生維持及び労働力の再生産の意味からも、労働安全衛生を規制するものと位置付ける見解として、笹谷敬二 海上労働における問題を規制する性格のものではないとしつつも、同法が定める衛生設備、 「海上労働における安全衛生に関わる法規制の特徴」日本航海学会論文集一二一号(二○○九年)一四五頁。 船舶安全法については、本来、船舶の堪航性の確保という観点から、物的施設としての船舶を規制の対象とし、本来的に、 居住設備に関わる規制は、
- <u>40</u> 会所出版部、 舶検査の制度(5訂版)』(成山堂書店、二○一四年)一四頁、重光蔟『船舶安全法解説─船舶安全法関係法規』(日本海運集 前掲註9・神戸大学海事科学研究科海事法規研究会編著〔小原朋久〕一三頁、有馬光孝編著『船舶安全法の解説-一九三六年)二頁参照 ―法と船
- 41 災保険株式会社海損部『危険物運送のABC─判例・法令・保険の実務的解説』(成山堂書店、二○一八年)七九頁参照 危険物船舶運送及び貯蔵規則の内容等については、山口修司=一般財団法人新日本検定協会安全環境室=三井住友海上火
- (42) 前掲註27·藤崎九一頁。
- (4) 住田正二『船員法の研究』(成山堂書店、一九七三年)九頁。
- 44 堂、 一九五四年)四三頁 石井照久=萩沢清彦 『労働法総論 (増補版)』(有斐閣、 一九七九年)一六九頁、 山戸嘉 『船員法 -解説と研究』 (海文
- 45 武城正長 『海上労働法の研究』(多賀出版、一九八五年)一二八頁、四四九頁。
- 46 南健悟 「船員法の性質論─船長の権限・船内規律規定を中心に」日本法学八四巻三号(二○一八年)三六○頁。
- 判断する必要はないとしていることに鑑みれば、船員法第二章の船長の職務権限や義務規定を安全配慮義務の履行補助者 ただし、 ⑧判決は商法六九○条に基づく責任のほか、安全配慮義務に基づく損害賠償請求が争われており、後者について (船

- 長)による具体的な内容を構成するものとは捉えていないのかもしれない (南健悟「⑧判決判批」季刊労働法二七〇号
- (48) 前掲註47・南一八九頁。(二〇二〇年) 一八八頁参照)。
- 49 大判明治三五年五月五日刑録八輯五巻五二頁や大判大正一三年一一月四日刑集三巻七七三頁等がある程度である
- $\widehat{50}$ 前掲註14・小林一七六頁、中村眞澄=箱井崇史『海商法(第2版)』(成文堂、二〇一五年)二一〇頁等。
- <u>51</u> 二三三頁)はこれを肯定的に解釈しており、内航海運についても平成三○年商法改正により堪荷能力についても堪航能力担保 二二二頁、石井照久『海商法』(有斐閣、 判決では堪荷能力に相当するものについては示されていない。 義務の内容として明確に定められることになった(なお、松井信憲=大野晃宏『一問一答・平成30年商法改正』(商事法務、 一〇一八年)九五頁参照)。もっとも、船員との関係では、基本的に堪荷能力は問題にはならないものと思われる。実際、 (増補3版)』(勁草書房、一九八五年)二六六頁)、通説(小町谷操三『海商法要義(中巻一)』(岩波書店、 通常の堪航能力担保義務の内容として、堪荷能力を含むかについて否定的に解する見解もあったが(田中誠二『海商法詳 一九六四年)二二六頁等)及び判例(最判昭和四九年三月一五日民集二八巻二号 一九四二年 6
- (52) MSA 1995, section 42. 本条は、雇用関係におけるコモン・ロー原理を明らかにしたものであるとされるが、 船員を含む人身傷害に関する The Law Reform (Personal Injuries) Act の制定により、本条の重要性はほとんどないとも指摘 されてこる(Aengus M. Fogarty, Merchant Shipping Legislation 80 (informa law, 3rd ed., 2017))。 現在では、
- 3) Shipping Co. v. Sieracki, 328 U.S. 85, 99 (1946).
- AND MARITIME LAW 266 et seq. (West Academic Publishing, 6th ed., 2019)° アメリカ海事判例法における船員に対する使用者の堪航能力担保義務については、Thomas J. Schoenbaum, ADMIRALTY
- 義務を履行補助者である船長が行っているというように考えれば、間接的に船舶所有者の船員に対する堪航能力担保義務を定 たものということはできるかもしれない。さらに、より直截的に、 本稿が示すように、 船員法八条の船長の堪航能力検査義務は海上労働安全の保護という観点から定められた船舶所有者の 船舶安全法一三条が「船舶乗組員二十人未満ノ船舶ニ在

リテハ其ノ二分ノ一以上、其ノ他ノ船舶ニ在リテハ乗組員十人以上ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶 査シ必要アリト認ムルトキハ前条第三項ノ処分ヲ為スコトヲ要ス」と定めていることから、 住設備衛生設備其ノ他ノ人命ノ安全ニ関スル設備ニ付重大ナル欠陥アル旨ヲ申立テタル場合ニ於テハ管海官庁ハ其ノ事実ヲ調 .の人に対する船舶所有者の責任について」海法会誌復刊七号(一九五九年)一九頁)。 確保について義務を負っていると解釈する余地はあるかもしれない(このような見解を示すものとして、西島弥太郎 船舶所有者が船員に対して堪航性 ノ堪航性又ハ居

- (56) 前掲註22・潮見一六九頁も参照。
- 〔57〕 最判昭和五六年二月一六日民集三五巻一号五六頁。
- $\widehat{58}$ 閣 九八八年)一七一頁以下、渡邊絹子「安全配慮義務の内容・主張立証責任」土田道夫=山川隆 二〇一四年)一三一頁以下参照 安全配慮義務の証明責任については、村上博巳「証明責任」下森定編『安全配慮義務法理の形成と展開』 編 『労働法の争点』 (日本評論
- .5) 箱井崇史『基本講義現代海商法(第4版)』(成文堂、二〇二一年)一三二頁。
- きるかもしれない。もっとも、同条に基づき船員に対する堪航能力担保義務を措定したとしても、商法七三九条一項のような 船長が履行するという構成をとることにより、 証責任の転換までをも認めることができるかは更なる検討が必要であると思われる。 前述したように船員法八条に基づく船長の堪航能力検査義務を媒介に、当該義務は船舶所有者の義務を履行補助者である 船舶所有者の船員に対する堪航能力担保義務を認める立場を想定することはで
- 61 た船内で発生した事故でありその事故の瞬間には誰も近辺に居合わせていなかった場合」には事故について詳細な記録が残ら 一及したくとも、 舶において何が起こったのか不明な状態ということも考えられる。そうすると、船員の遺族等が船舶所有者に対して責任を 被災労働者や遺族がその使用者の過失を立証するための証拠を得ることが困難になる可能性を示唆する。 夏井高人「⑦判決判批」判例地方自治三三四号(二〇一〇年)九六頁は、船員労働災害においては、「大洋中の隔絶され 例えば、 船員の場合、陸上から隔絶しており、また事故発生により関係当事者が死亡するような場合には、実際に、当該 立証が困難になるということは陸上労働の場合以上に問題となる余地はあるかもしれない。この点に関連し

- 八六頁~八七頁。船舶衝突統一条約六条二項参照)。 過失を法律上推定することは認められず、事実上の推定にとどまる(小町谷操三『船舶衝突論』(岩波書店、一九四九年) 箱井崇史編『船舶衝突法』〔松田忠大〕(成文堂、二〇一二年)五二頁~五三頁。ただし、海上交通法規違反により船員の
- <u>63</u> 潮見佳男『契約規範の構造と展開』(有斐閣、一九九一年)二六五頁~二六七頁。
- 岩村正彦「東京地判昭和56年9月30日判批」ジュリスト七八五号(一九八三年)一三八頁。